

各務原市企業設備投資促進事業助成要綱

(平成24年12月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内産業の振興と活性化を図り、もって市勢の進展に寄与することを目的とし、本市企業の設備投資を促進するため、岐阜県企業立地促進事業補助金及び岐阜県本社機能移転促進事業補助金（以下これらを「県補助金」という。）と協調した各務原市企業設備投資促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。第8条において「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金)

第2条 市長は、予算の範囲内において助成金を交付することができるものとする。

2 助成金の額は、対象とする建物及び償却資産（以下「対象設備」という。）に対して助成金を交付する年度の前年度に賦課された固定資産税の額の4分の1を上限とする。

3 助成金は、対象設備に初めて固定資産税が賦課された年度の翌年度に限り交付するものとする。ただし、対象設備が複数であって初めて固定資産税が賦課される年度がそれぞれ異なる場合は、そのうち最も遅い年度の翌年度に限り助成金を交付するものとする。

(対象設備)

第3条 対象設備は、県補助金の交付対象となる事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業に係る設備とする。

(1) 研究開発事業に係る設備

(2) 先端技術産業、航空宇宙産業その他の製造業に係る設備

(事前審査)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、各務原市企業設備投資届（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業者の資格)

第5条 助成金の交付を受けることができる者（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 自ら所有する工場等を使用し、操業を行う者

(2) 市税の滞納がない者

(3) 岐阜県企業立地促進事業補助金交付要綱又は岐阜県本社機能移転促進事業補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受ける者

(4) 各務原市企業立地助成要綱（平成16年6月16日決裁）の規定による助成金の交付を受けない者

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）又は公害防止に関する法令等の各種法令に違反していない者

(6) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）第3条に規定する暴排措置対象法人等でない者

（助成金の交付申請）

第6条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、各務原市企業設備投資促進事業助成金交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、各務原市企業設備投資促進事業助成金交付決定書（様式第3号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成金を交付するに当たり、必要な条件を付することができる。

（手続の省略）

第8条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

（助成金の請求）

第9条 第7条の規定による通知を受けた補助事業者は、各務原市企業設備投資促進事業助成金交付請求書（様式第4号）により、助成金の交付の請求を行うものとする。

（変更の届出）

第10条 第6条の規定による申請をした事業者は、当該申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（助成金の交付の決定の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付の決定を取り消し、若しくは交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部

若しくは一部を返還させることができる。

(1) 対象設備の一部又は全部をその事業以外の用途に供したとき。

(2) 対象設備に係る事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。

(3) 市税を滞納したとき。

(4) 事業を行うに当たり、この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(5) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(6) その他市長が助成措置を講ずることが不適当と認めたとき。

(報告及び立入調査)

第12条 市長は、補助事業者に対し、この要綱による助成措置の実施に関して必要な事項について報告を求め、又は当該職員をして実地に立入調査をすることができる。

2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があった場合は、これを提示しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月20日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

年 月 日

（宛先）各務原市長

（届出者）住 所
事業者名
代表者名
電話番号

各務原市企業設備投資届

各務原市企業設備投資促進事業助成要綱第 4 条の規定により、下記のとおり企業設備投資届を提出します。

記

- 1. 設備投資場所（図面添付）
- 2. 設備投資の概要

区分	投資予定額	投資予定年月	投資予定内容
建 物	円	年 月	
設 備	円	年 月	

- 3. 生産開始予定年月 年 月
- 4. 生産品目
- 5. 新たに雇用する市内従業員数 人

その他添付書類 ①法人の履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）
②その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所

（申請者）事業者名

代表者名

各務原市企業設備投資促進事業助成金交付申請書

各務原市企業設備投資促進事業助成要綱第 6 条の規定により、各務原市企業設備投資促進事業助成金の交付について、下記のとおり申請します。

記

- 1 交 付 申 請 額（C：千円未満切捨て） 金 円
- 2 事 業 開 始 日 年 月 日
- 3 前年度固定資産税等の内訳

対象資産	固定資産税課税標準額（円）	固定資産税額（円）	交付申請額（円）
建物			
償却資産			
合計	A：（千円未満切捨て）	B：A× / 1 0 0 0（百円未満切捨て）	C：B×1 / 4（千円未満切捨て）

4 添付書類

岐阜県企業立地促進事業補助金交付決定通知書又は岐阜県本社機能移転促進事業補助金交付決定通知書（写し）
市税の完納証明書及び助成対象固定資産の資産明細書（写し）
その他参考資料

私は、上記の申請をするにあたり、各務原市那加桜町 1 丁目 6 9 番地 各務原市
部 課 を代理人と定め、私が所有する固定資産
に係る書類の閲覧に関する一切の権限を委任します。

担 当 者	所属部署名		
	氏名		
	TEL・FAX	(TEL)	(FAX)

各務原市企業設備投資促進事業助成金交付決定書

第 号
年 月 日

住 所
事業者名
代表者名 様

各務原市長 印

年 月 日付けで交付の申請がありました各務原市企業設備投資促進事業助成金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1. 助成金の額 金 円
- 2. 付帯条件

様式第4号（第9条関係）

各務原市企業設備投資促進事業助成金交付請求書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

住所

事業者名

代表者名

各務原市企業設備投資促進事業助成要綱第9条の規定により、下記のとおり各務原市企業設備投資促進事業助成金の交付を請求します。

記

金

円

振込先金融機関	銀行 組合 支店 支所 金庫 農協 出張所									
預金の種類	普通・当座	口座番号								
フリガナ 口座名義人										